

新篠津村特定不妊治療費助成事業のご案内

新篠津村では、平成30年4月1日から、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減などを目的に特定不妊治療費助成事業を実施します。令和4年度については、年度をまたぐ1回の助成となっています。

●対象者

1. ご夫婦のいずれかが新篠津村に住民票がある方
2. 法律上の婚姻をしている方
3. 北海道特定不妊治療費助成事業の決定を受けた方

●助成額

特定不妊治療に要した費用に対して、北海道特定不妊治療費助成事業の助成額を差し引いた自己負担分のうち、1回の治療につき15万円までの助成になります。上限額に満たない場合はその額を助成します。

※排卵を伴わない治療、または、採卵したが状態の良い卵が得られないなどのため中止したのものについては1回につき7万5千円までとなります。

●申請方法

北海道の特定不妊治療費助成の決定を受けた後、翌日から60日以内に住民課へ申請して下さい。

●申請に必要なもの

1. 新篠津村特定不妊治療費助成金交付申請書（江別保健所にて配布）
2. 北海道特定不妊治療費助成事業助成金交付決定通知書の写し
3. 北海道特定不妊治療費助成事業助成金申請書の写し
4. 北海道特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
5. 住民票
6. 夫婦の所得額を証明する書類
7. 治療および薬剤に係る領収書
8. 振込口座通帳、印鑑

※（2）～（7）については、申請時に同意された方については、省略できます。

※北海道特定不妊治療費助成事業の詳細については、江別保健所にお問い合わせ下さい。

●お問い合わせ・申請先

新篠津村役場 住民課 保健予防係

電話：0126-57-2111

受付時間：8:45～17:15